

国不建第 354 号
令和 3 年 1 月 29 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る
都道府県経由事務の完全廃止について（通知）

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務については、「国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について（通知）」（令和元年 11 月 1 日付け国土建第 324 号）により通知したとおり、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされたことから、現在は経由事務の存続を希望した山梨県及び大分県に主たる営業所を有する建設業者に限り許可申請書その他の書類を都道府県を経由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

今般、山梨県及び大分県が令和 3 年 3 月 31 日を以て都道府県経由事務の希望を取りやめることとなり、令和 3 年 4 月 1 日以降は、国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務は全都道府県において廃止されることとなるため、経由事務の廃止に係る事務の取扱いを下記の通り通知いたします。貴団体におかれましては、特に両県に主たる営業所を有する傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

建設業者は、その主たる営業所が存する都道府県の別に関わらず、令和 3 年 4 月 1 日以降、国土交通大臣に対する以下の書類については、当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。

- ・建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第 5 条、第 6 条及び建設業法施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第 11 条、第 12 条及び建設業法施行規則第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係）
- ・経営規模等評価申請書及びその添付書類（建設業法第 27 条の 26 第 2 項、第 3 項及び建設業法施行規則第 19 条の 6 関係）
- ・総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書（建設業法施行規則第 21 条の 2 第 2 項関係）